

( 現 行 )

## 大船渡市営建設工事成績評定要領

(趣旨)

第1 この要領は、大船渡市営建設工事検査要領（以下「検査要領」という。）第10第1項の規定に基づき、市が発注する請負工事（以下「工事」という。）に関する成績の評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定めるものとする。

(評定の対象)

第2 評定の対象は、1件の請負金額が130万円を超える工事とする。

(評定者)

第3 評定は、次に掲げる者（以下「評定者」という。）が行う。

(1) 工事の施工過程における確認事項は、監督員及び工事発注担当課長が行う。

(2) 工事の完成時における確認事項は、検査員が行う。

(評定の方法)

第4 評定は、請負者施工成績調書（様式第1号又は様式第2号）により評定者ごとに各評定項目ごとの基準点数に、評定基準に応じた数を乗じて各評定項目の評定点とし、評定点の合計点数をもって工事成績の総合評定点とすることにより行う。

(評定の結果)

第5 工事検査室長は、評定の結果、総合評定点が65点未満の場合は、工事発注担当課へ工事検査調書の写しを送付するものとする。

2 前項に規定する場合においては、総務部長及び検査室長は、当該工事に係る検査員、監督員、工事発注担当課長及び請負人に対して評定点について確認を求めることができる。

(評定点の修正)

第6 評定者は、第5第2項による確認の結果、当該評定点を修正する必要があると認められる場合は、修正するものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

( 改 正 )

大船渡市営建設工事成績評定要領

(趣旨)

第1 この要領は、大船渡市営建設工事検査要領（以下「検査要領」という。）第10第2項の規定に基づき、市が発注する請負工事（以下「工事」という。）に関する成績の評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定めるものとする。

(評定の対象及び実施時期)

第2 評定の対象は、次項に規定する評定の実施時期において、1件の請負金額が130万円を超える工事とする。

2 評定の実施時期は、完成検査及び指定部分検査が終了したときとする。

(評定者)

第3 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、完成検査にあつては監督員、当該工事を所管する課等の課長等の職にある職員（以下「工事発注担当課長」という。）及び検査員の3者とし、指定部分検査にあつては検査員とする。

(評定の方法)

第4 評定は、請負者施工成績調書（様式第1号）により評定者ごとに各評定項目の基準点数に、評定基準に応じた数を乗じて各評定項目の評定点とし、評定点の合計点数をもって工事成績の総合評定点とすることにより行う。

(評定の結果)

第5 工事検査室長は、評定の結果、総合評定点が65点未満の場合は、工事発注担当課へ工事検査調書の写しを送付するものとする。

2 前項に規定する場合においては、総務部長及び工事検査室長は、当該工事に係る検査員、監督員、工事発注担当課長及び請負人に対して評定点について確認を求めることができる。

3 評定者は、前項の確認の結果、当該評定点を修正する必要があると認められる場合は、修正するものとする。

(評定結果の通知)

第6 市長は、評定の結果について、工事成績評定通知書（様式第2号）により当該工事の請負者に通知するものとする。

2 工事検査室長は、完成検査完了通知書に請負者施工成績調書を添えて工事発注担当課長に通知する。

(評定結果の公表)

第7 第6の規定により請負者へ通知したときは、評定結果を公表するものとする。

2 前項の公表は、工事成績評定通知書の写しを閲覧に供する方法により行うものとし、閲覧の期間は、公表した日から1年が経過する日までとする。

(説明請求)

第8 第6第1項の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内（休日を含む。）に、工事成績評定通知に関する説明請求書（様式第3号。以下「説明請求書」という。）により、市長に対し、評定の内容について説明を求めることができるものとする。

(説明請求に対する回答)

第9 市長は、第8の規定により説明を求められたときは、工事成績評定に係る説明書(回答)(様式第4号)により、当該説明を求めた者(以下「請求者」という。)に回答するものとする。

2 市長は、前項の規定により回答を行ったときは、請求者の提出した説明請求書及び工事成績評定に係る説明書(回答)の写しを閲覧に供する方法により公表するものとし、閲覧の期間は、公表した日から1年が経過する日までとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行し、同日以後に契約した工事の検査について適用する。